

<意見>

自治体	主な内容
神奈川県	インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど、拡散防止に係る法改正等を要望する。
川崎市	<p>川崎市では、条例に基づく拡散防止措置として、市が条例の規定に該当すると判断した投稿（特定の市民に向けられた本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する投稿）について、インターネットプロバイダ等の事業者に削除要請を行っています。</p> <p>条例に基づく拡散防止措置には強制力がないため、当該事業者の規約、ポリシー等の該当条項（ヘイトスピーチの禁止規定等）に違反している旨も示し、事業者による任意での削除を要請しているところですが、最終的には、事業者自身でその適否を判断しなければなりません。そのため、地方公共団体を含めた公的機関からの要請に応じて削除をした場合には、事業者がその削除行為による法的リスクを軽減できる仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、削除を要請する側、削除を行う側の双方が、その適否の判断を迅速円滑に行えるよう、解消法の解釈やこれまでの具体的な実例を踏まえた、一定の指針、ガイドライン等の整備が必要と考えます。</p>
大阪府	<p>(1) インターネット上のヘイトスピーチ対策について 大阪府は令和3年7月2日、インターネット上の人権侵害事象への対応について、知事から法務大臣及び総務大臣に提案を行いました。本提案の実現に向け、総務省をはじめ関係省庁と連携をしていただき、差別行為の防止のために必要な法的措置など、被害者の負担軽減に向けた取組をさらに進めてください。</p> <p>①プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責 法務省の人権擁護機関から削除要請等を行った場合については、発信者に生じた損害に対するプロバイダ等の賠償責任を免責する旨を規定されたい</p> <p>②サイトブロッキングの実施 人権上、極めて悪質と判断される情報の発信に限り、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキング（プロバイダ等による違法なウェブサイトへのアクセス制限）を実施できるよう、事業者団体と協議の上、制度整備を行っていただきたい。</p> <p>③第三者機関（人権救済機関）の設置 ①②の対象とする人権侵害情報の適否の判断が難しい課題となるため、表現の自由の制限の在り方や具体的な対処方策について検討協議し、また、インターネット上の様々な人権侵害に迅速に人権救済をはかることができる、独立性を有する第三者機関を国に設置されたい</p> <p>（参考）大阪府ホームページ「インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案について」 https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/internet/youbou.html</p>
大阪市	<p>大阪市では、インターネット上のヘイトスピーチへの対処に関して、以前より国に要望を行ってきたところですが、国におかれては、今年5月に特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関する法律（いわゆる「情報流通プラットフォーム対処法」）が公布され、新たに大規模プラットフォーム事業者に対し、被害者から削除の申出があったインターネット上の違法・有害情報への対応の迅速化、運用状況の透明化の具体的な措置を義務付ける等の規定が追加され、プロバイダ業界等民間による自主的取組の促進等を図っておられます。しかしながら、海外のサーバから直接情報を発信するケースなど、現行法等では有効な手段が取れない状況を踏まえ、引き続き、事業者の自主的なルール作りや利用者の情報モラルの啓発支援等、インターネットの健全な利用促進に向けた取組を講じてください。</p> <p>また、今後、国におかれては、大規模プラットフォーム事業者の指定要件、「送信防止措置の実施に関する基準」の事前周知期間の明確化、運用状況の公表に当たっての具体的な公表項目等を定めた省令、法律の解釈を示したガイドライン及び違法情報ガイドラインを策定されることとありますが、本市におけるヘイトスピーチへの対処に係る運営（削除要請等）にも影響が出ることが予想されますので、情報流通プラットフォーム対処法の施行期日等と合わせまして、適宜情報提供いただきますようお願いいたします。</p> <p>引き続き、国において効果的な措置を講じられますようお願いいたします。</p>
京都府	<p><情報流通プラットフォーム対処法について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同法に基づき、大規模プラットフォーム事業者に削除基準の策定が義務付けられることから、現在、国において検討されているガイドラインについて、その内容（特に識別情報の摘示など有害情報の取扱）、策定期等について御教示いただきたい。 ・今後、国において作成されるガイドラインの下、事業者が各自で削除指針を定めるに当たっては、日本の法令や被害実態に精通していない海外事業者が存在することも踏まえ、国として必要な支援や助言をお願いしたい。 ・人権を侵害する情報について削除要請を行っている地方公共団体と、国およびプラットフォーム事業者との連携を強化するための措置や、プラットフォーム事業者の取組支援に向けて、インターネット上の人権侵害に係る地域の実情をあらかじめ把握いただくため、地方公共団体との意見交換を行うなど、密接な連携をお願いしたい。
福岡市	インターネット上の不当な差別的言動については、全国一律で対応すべき課題だと考えることから、人権教育・啓発に関する基本計画の見直しにあたっては、削除要請等の救済措置を含め、解消に向けた具体的な施策を示してもらいたい。

<質問>

自治体	主な内容
大阪府	<p>【いわゆるヘイトスピーチに係る人権教育・啓発施策について】 「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究有識者検討会報告書」（令和6年2月公表）によると、本検討会において、複数の人権課題にまたがる問題として、「インターネット上の人権侵害」と「ヘイトスピーチ」が取り上げられ、その位置づけや取扱いについて、特に検討が行われたとされています（報告書p38）。 大阪府では、平成28年6月のヘイトスピーチ解消法施行以来、法務省の人権啓発活動地方委託事業費を活用して、ヘイトスピーチの解消に向けた様々な啓発活動を実施しています。今回の基本計画の見直しに伴い、これまでの人権啓発活動地方委託事業の運用から変更等を検討していることがありましたらご教示ください。</p>
大阪市	<p>議題(2)の中で国よりご説明がいただけるかもしれませんが、法務省人権擁護局調査救済課長名で平成31年3月8日付け依命通知された「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」に関してご教示いただいている、法務局によるインターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対処について、最近までの取扱件数、削除に至った件数を含め、具体的な成果について、ご教示ください。</p>
福岡市	<p>人権教育・啓発基本計画の見直しにあたってヘイトスピーチ対策専門部会の位置づけを変更されたと思いますが、人権教育・啓発基本計画の見直しについて、今後の検討事項やスケジュールを御教示いただけないでしょうか。</p>